

公立大学法人奈良県立医科大学公的研究費不正使用防止計画

平成27年2月5日
令和4年3月3日改正
令和8年1月1日改正

「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」(以下「取扱い規程」という。)第16条に基づき、研究費の適正な運営・管理を行い、不正使用を防止するため、公立大学法人奈良県立医科大学公的研究費不正使用防止計画を下記のとおり定める。

I. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
責任体系明確化 (第1節)	公的研究費の管理及び運営に関する機関内における責任体制が不明確。	○ 責任体制の明確化、学内外への周知・公表 最高管理責任者 理事長 統括管理責任者 副理事長 コンプライアンス推進責任者 各所属長 不正使用防止計画推進部署 研究推進課 内部監査 監査室 連携と提言 監事	「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
コンプライアンス教育・啓発活動の実施 (第2節1)	コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄。	○ 「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。 ○ 全教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ○ 全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ○ 不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ○ 主な取引業者に誓約書の提出を求めるとともに、不正な取引に関与した業者については、取引停止等を行う。	「公立大学法人奈良県立医科大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」 「公的研究費の運営・管理にかかる誓約書提出について」 「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範」
ルールの明確化・統一化 (第2節2)	諸規程に対する研究者・事務担当者の認識が不足。	○ 学内HPに、関連規程を掲載する。 ○ 毎年度、年度当初に「公的研究費執行の手引き」（様式、手続きの統一化）を作成し、研究者・事務担当者に配布する。 ○ 每年度、年度当初に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。	「会計規程（施行細則）」 「契約規定（施行細則）」 「公立大学法人奈良県立医科大学科学研究費補助金等取扱要領」
	研究費の使用ルールに対する研究者・事務担当者の認識が不足。	○ 每年度、年度当初に「公的研究費執行の手引き」（様式、手続きの統一化）を作成し、研究者・事務担当者に配布する。 ○ 每年度、年度当初に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○ 每年度、次年度の科研費の応募前に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○ 旅費については、別途「旅費事務処理マニュアル」を作成し対応する。 ○ 公的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を行う。	「公的研究費経理事務ガイドブック」
諸規定が実態と乖離している。		○ 諸規定を隨時見直す。	
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 (第2節4)	不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	○ 「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程」の適正な運用に努める。 ○ 研究者等学内外に通報制度の周知徹底を図る。	「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」 「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程」

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
不正防止計画の推進を担当する者または部署の設置（第3節1）	【再掲】公的研究費の管理及び運営に関し、機関内における責任体制が不明確。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任体制の明確化、学内外への周知・公表 最高管理責任者 理事長 統括管理責任者 副理事長 コンプライアンス推進責任者 各所属長 不正使用防止計画推進部署 研究推進課 内部監査 監査室 連携と提言 監事 	「公立大学学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱に関する規程」
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施（第3節2）	不正を発生させる要因及び不正防止計画が実態と乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正発生要因それに基づく不正防止計画を隨時見直す。 	「公立大学法人奈良県立医科大学公的研究費不正使用防止計画」

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
研究費の適正な運営・管理活動（第4節(1)(2)）	予算執行管理が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省科学研究費補助金の通帳を一括管理する。 ○ 財務システムにより、研究者個別のプロジェクト管理をする。 ○ 下半期に隨時、研究者に対し、その執行状況及び、適正執行の啓発を周知する。 ○ 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。 	「会計規程(施行細則)」 「契約規定(施行細則)」 「公立大学法人奈良県立医科大学科学研究費補助金等取扱要領」 「公的研究費経理事務ガイドブック」
（第4節(3)）	年度会計原則の意識の低下。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費交付前における不適正な発注を防止するため、「公立大学法人奈良県立医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要領」による立替制度を積極的に活用する。 ○ 法人決算時に、監査法人による取引業者に対する未払金の照会をする。 	
（第4節(4)(6)(7)）	【再掲】コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。 ○ 全教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ○ 全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ○ 不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ○ 主な取引業者に誓約書の提出を求めるとともに、不正な取引に関与した業者については、取引停止等を行う。 	
（第4節(5)）	物品購入にかかる取引実態の把握が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の納品時に、検収担当部署による検収を義務付ける。 	
	【再掲】諸規程に対する研究者・事務担当者の認識が不足。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内HPに、関連規程を掲載する。 ○ 毎年度、年度当初に「公的研究費執行の手引き」（様式、手続きの統一化）を作成し、研究者・事務担当者に配布する。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度、年度当初に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。
	【再掲】研究費の使用ルールに対する研究者・事務担当者の認識が不足。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度、年度当初に「公的研究費執行の手引き」（様式、手続きの統一化）を作成し、研究者・事務担当者に配布する。 ○ 每年度、年度当初に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○ 每年度、次年度の科研費の応募前に研究者・事務担当者を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○ 旅費については、別途「旅費事務処理マニュアル」を作成し対応する。 ○ 公的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を行う。
(第4節(8))	研究補助者等の勤務実態の把握が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究代表者が、研究補助者等を継続して雇用する場合は、本学の日々雇用職員として雇用契約を締結し雇用する。 ○ 「出勤表（時給）」、「出勤表（日給）」の様式を定め、研究代表者が、研究補助者等の出勤日時、業務の内容を確認する。 ○ 各教室に対し、研究補助者等の出勤状況については、研究代表者以外の者が確認できる体制を整えるように依頼する。
(第4節(9))	換金性の高い物品の管理が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 換金性の高い物品は、管理シールを貼り付けて適正に管理する。
(第4節(10))	出張に係る実態の把握が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者が事前に「旅行宿泊命令簿」を起案し理事長（学長）までの決裁を受ける。 ○ 支払い時には、用務の概要等を記入する「出張報告（記録）」の提出を求める。更に、学会・研究等の出席の場合には、出張者の名前が記載されたプログラム等の提出を求める。 ○ 海外出張の場合は、日程表、宿泊費の領収書または写し、旅行代理店等からの見積書・請求書・領収書、航空券の半券、パスポートの写し等の提出を求める。 ○ 旅費については、別途「旅費事務処理マニュアル」を作成し対応する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
情報発信・共有化の推進 (第5節)	公的研究費等の使用ルールの相談窓口が明確にされていない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用ルールについての相談窓口を設置する。 	「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱に関する規程」
	公的研究費等の不正への取り組み方針を外部に公表していない等、説明責任を果たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正への取り組み方針等をホームページに掲載するなどし公表する。 	

6. モニタリングの在り方

項目	不正発生要因	取組（不正防止計画）	備考
モニタリングの在り方 (第6節)	監査体制が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正使用防止計画推進部署等と連携して内部監査を実施する。 ○ 不正発生要因に基づく等現状に応じた内部監査を実施する。 ○ 監事等との連携を強化し、情報共有・意見交換を行う。 ○ 毎年度、内部監査対象の抽出において偏らないよう配慮する。 	「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱に関する規程」 「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の内部監査マニュアル」
	内部監査結果が周知されていない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査結果の周知徹底を図る。 	

※「項目」内の(かっこ)：文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対応